

中之島シティ法律事務所 事務所報

NCLaw Letter

第 11 号

vol.11

January, 2017



卷頭言.....	2
破産管財人業務の紹介.....	3
ヴァージニア大学留学記.....	6
出版案内.....	8

「新しき年の初めの初春の 今日降る雪のいやしけ吉事」

トランプ大統領の就任で世界情勢や我々の生活にどのような影響が出てくるのか。それが現実になる年となりました。

昨年11月のトランプ旋風の中で個人的に感じたことのあれこれです。

まず、森本あんり著の「反知性主義」を再読しました。凡庸と言われた共和党候補アイゼンハワーがプリンストン大卒のエリートのステーヴィンソンに圧勝し、「知性に対する俗物根性の勝利」と言われ、また、ほら話のできるヒーローのジャクソン大統領の時代の要請が「下層階級の人びとの好奇心を刺激し、支持を取り付けるために低俗で野卑なものを提供することであった」とし、「反知性主義」はこのような背景を持った大衆の志向性と説明されています。そして、ピューリタニズムという宗教性から見たアメリカ社会と文化の特異性を考えさせられました。今回の現象に多く符合する点が腑に落ちます（ジャクソンやアイゼンハワーがどのような政治を行ったかはお読みいただいてのお楽しみです）。この文脈からクリントン当選確実と報じた識者・マスコミ等の見当違いを、またも同じように犯していると気付かされる現実が現出するかもしれません。勿論、「反知性主義」だけで説明するのは乱暴ですが、

次にグローバル化は人々を本当に豊かにしているかを考える契機となりました。日本では非正規社員が4割近くになります。また、高齢者の就業者数は10年以上連続で増加し、全労働者の10人に1人を占め、その4分の3以上が非正規従業員です。正規社員も終身雇用は望むべくもなく、若者の過労死自殺が頻繁に話題に上る状態です。市井の私共が住み易い状況からはほど遠い現実があります。グローバル化とすぐに結びつけるわけにはいきません。しかし、足元を見直す良い機会です。インド人作家アルダンティ・ロイ著の「民主主義の後に生き残るものは」というタイトルに魅せられて中途半端に読みかけになっていた本を読みました。12億の人口を持つインドの上位100人の富豪が同国のGDP4分の1に当る財産を所有するとのことで、アメリカ合衆国全人口の半分の富をたった400人が占有する「アメリカ式生活」のモデルに異を唱えています。グローバル化は資本の一極集中を推し進め「格差」を生み出しました。日本の相対的貧困率もジニ係数もOECD34か国中低位にあり格差は確実に広がっています。

メディア・コントロール（ノーム・チョモスキ／鈴木主税訳）も再読しました。

話がとりとめなくなってしまいました。あれこれと夢想し、あわただしく駆け抜け抜けていったような2016年でした。

私共一人一人は、とまどえる群れの1人かも知れません。

しかし、その一人一人の願いは小さくとも、かけがえのないものです。一人一人の足元の思いや願いがささやかであっても大切にされる年や世であって欲しいと思います。

年が改まりました。

2017年、本年は、どんな年になるのでしょうか。

「新しき年の初めの初春の今日降る雪のいやしけ吉事」。

気の引き締まる様に雪が舞い、家持の歌どおりに「いやしけ吉事」の思いに包まれ、「いやしけ吉事」と願わずにはおれません。

新年あけましておめでとうございます。

本年も何卒よろしくお願い致します。

破産管財人業務 の紹介



弁護士
阪口 誠

私は、弁護士5年目¹から20年以上もの間、約100件の破産事件で破産管財人に就任し、多くの事案を経験したことから、今回は法律論を離れ、「破産管財人の実務」を紹介させていただきます。

1. 破産管財人に選任されるまで

電話：「トゥルルル、トゥルルル」

事務局員：「はい。中之島シティ法律事務所です。

……ハイ、少々お待ち下さい。」

「マコトセンセー。地裁第6民事部²の〇〇裁判官から電話です。」

私：「はい。弁護士の阪口です。」

裁判官：「先生に新件の破産管財人をお願いしたいのですが…」

私：「はい。よろしくお願ひします。」

ということから、破産管財人（この段階では「候補者」）の業務が始まる。そして、この電話のときに債務者（破産する会社）の会社名、事件番号等を聞き、その日又は翌日に記録（破産申立書及び添付書類）を閲覧に行く、記録の閲覧は、債権者・債務者に顧問先等がないかなどを確認するためである。³

破産管財人は裁判所の監督下にあるとはいえ、裁判官も同じ法律家であり、破産管財人と裁判官の意見が対立することもないので、管財人が自分の考えに基づいて業

務を遂行できるという点で仕事を進めやすい。私が、長年に亘り管財人の仕事をしてきたのは、これまで迅速性を第一に業務を遂行し、長きに亘り、裁判所からも声を掛けて下さっているからである。

2. いよいよ記録の閲覧

「何をしていた会社かなあ」、「債権者は何社くらいなのかなあ」、「破産財団の規模はどの程度かなあ」、「不動産はあるのかなあ。担保はどれくらい付いているのかなあ」、「従業員に対する未払賃金はあるのかなあ」⁴、「売掛先は何社あるのかなあ」、「否認対象行為⁵はないのかなあ」等々といったことを考えながら記録を閲覧するために、裁判所に向かうことになる。

記録を閲覧し、債権者・債務者に顧問先等がないことを確認し、正式に受任することになると裁判所と破産手続開始決定日、債権者集会開催日等の日程を調整する。

その後、私は破産の申立代理人からできるだけ、速やかに記録を受け取るようにしている。記録を早くもらうことによって、破産手続開始決定後、直ちに着手しなけれ

1. 大阪地裁では、約5年以上の弁護士経験者を破産管財人に選任している。
2. 大阪地裁の第6民事部は、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手続きを担当する部署である。
3. 顧問先など継続的に仕事を受けている先が、債権者や債務者にあれば公平性を疑われる所以、その様なときは受任しないこととなっている。
4. 未払賃金があれば、賃金を一定範囲で立て替えてもらう国の制度があり、元従業員がそれを利用するための資料作成が必要となる。これが極めて手間がかかり、事務局員の助けが必要となる。
5. 否認対象行為とは、破産手続きでは原則として債権者が平等に取り扱われることとなっているが、倒産直前抜け駆け的に債権者が回収した場合などの行為で、破産法上、破産管財人はこれを否認し、回収した会社から取り戻すことができるようになっている。

ばならないことを把握し、優先順位を決定できるからである。もちろん、この段階では未だ破産管財人候補者で、情報はオープンにはできない。

3. 破産手続開始決定後の業務

- (1) 会社の規模にもよるが、破産手続開始決定日から2,3ヶ月が特に慌ただしい。

まず、裁判所書記官作成の「破産手続開始等の通知書」を債権者・債務者・財産所持者・労働組合・許認可官庁に送付する。裁判所の封筒で送るのであるが、実は破産管財人の事務所が作業しているのである。また、売掛先には請求書の発送、銀行等には取引の有無と金額および保険会社には契約の有無と解約返戻金の額の照会等々を迅速に行わなければならない。

もちろん、事務所が賃借物件にあれば、その明渡作業を迅速にしなければならない。⁶ここで注意しなければならないのが、リース物件の有無と特定である。誤ってリース物件を売却したり、廃棄処分すると責任問題が発生する。営業所が多数あれば大変な労力である。信頼できる業者に協力を求めて、価値のあるものは売却し、そうでないものは廃棄処分に回すのである。特に借り工場で搬出に多額の費用かかる大型機械があるときなどは、速やかに現地に置いたまま、複数の業者に見積もってもらい売却することになる。

- (2) 破産手続開始決定後からしばらくすると、売掛先から連絡が入ってくる。「売掛金の額が違う」、「商品に瑕疵がある」、「連鎖倒産しそうで長期分割にして欲しい」、「既に支払っている。入金処理ができるのではないか」、「反対債権がある」など色々なことを言ってくる。もちろん、全て対応する必要があり、回収予定額、回収予定日等の管理も必要となる。

6. 破産手続開始決定以後の賃料は財団債権となり、財団に資金があれば、優先的に全額支払う義務があり、その分その他の債権者への配当が少なくなる。
7. 例えば不動産の売却、訴えの提起、知的財産権の売却、債権の放棄などがある。

どうしても支払ってこない売掛先があるときは、訴訟提起も必要となる。単純な売掛金の請求訴訟であればさほど苦労することもないが、中には売掛先が商品クレームを主張してくることもあるし、なかには法的に認められるか良く分からない反対債権で相殺を主張してくることもあり、その様な主張が出てくると訴訟が長期化することもある。

また、破産管財人は、一定の行為⁷を行うためには裁判所の許可が必要であり、その都度、裁判所に許可申請書を提出する。また、最終の決算日の翌日から破産手続開始決定日までを一事業年度とする税務申告もしなければならず、税理士の方の協力も仰がなければならない。

- (3) 財団の換価・回収業務が完了すれば債権調査となる。大阪地裁では留保型といって、財団の換価・回収業務が終了するまで債権調査をするか否かを決めず、それが終了し、配当の可能性が明確となったときに、債権者に債権届出をしてもらうのが一般的である。

債権調査で最初にしなければならないのは債権者表の作成である。破産法上は、裁判所書記官が作成すると明記されているが、実務は管財人が作成し、それを裁判所書記官が見直すこととなっている。通常、この作業は事務局員に任せているが、大阪地裁では、手形1通ごとに届出番号の枝番を付し、更に利息、遅延損害金にも手形ごとに更に枝番を付けるので、利息・遅延損害金があれば100通の手形だけで300の届出となる。

債権者表の作成が終われば債権調査である。もちろん届出してきた利息や遅延損害金の計算が間違っていないか検証しなければならない。毎年の場合は

1年は366日になるし、支払期日が休日のときは翌営業日が支払期日になるので、利息・遅延損害金を算出するときの起算日が支払期日と一致しないのである。そのほかに手形金と売掛金が二重に届けられていなか、相殺で消滅した債権が届けられていないか等々を確認していくこととなる。

- (4) 債権調査が終わると破産管財人の報酬決定がなされ、報酬額を差し引いた額について配当手続に入る。破産管財人の報酬額は、裁判所が決定する。これにはそれなりの方程式があるようだが、オープンにはなっていない。ただ、どのようにして財団を組成したかによって掛率が異なるようである。

単に、現金を引き継いだり、預金口座を解約しただけなのか、訴訟提起をして回収したのか、不動産を任意売却したのか等々である。

財団の組成額から管財人の報酬額及びそれ以降発生が見込まれる実費を差し引いた額が配当財源になり、配当率が決定し、各債権者への配当額が決定する。万一、配当額を間違えばこれも責任問題に発展し、管財人報酬から支払わざるを得なくなるのである。

配当手続が終わると、任務終了の計算報告集会が開催された後、破産手続が終結する。

以上が破産管財人の業務の大まかな流れである。

4. 印象深い思い出

これまで約100件の破産事件で管財人として仕事をさせていただき、色々な思い出がある。以下、理論的な問題ではなく、印象に残っていることを紹介することとする。

1) 鶏と追い駆けっこ

ある運送会社の破産事件である。破産開始決定日直後に本社に出向くとなんと20羽近い鶏が小屋で飼育されているではないか。もちろん、元社員は引き取ってくれないし、だからといって殺処分なんてできない。

「そうだ。あの店に頼んでみよう」。それまで家族で数回行った生駒山の中腹にあるレストランを思い出

したのである。その店では羊や鶏を飼育しているのである。早速、その店に行って頼んでみたら、即答で引き取ってくれることになった。その後、業者から麻袋を借りて、業者の人と一緒に鶏小屋に入って追い駆けっこすることとなったのである。

2) トラックを探せ

これも運送会社の破産事件である。破産開始決定日には既にトラック10台以上が誰かに持ち去っていた。元社員が集まって新会社の設立を検討していた矢先のことらしい。トラックには破産した会社名がペイントされているし、業界でも噂になっていて、元社員経由で持ち去った人のことやトラックの所在に関する情報が寄せられる。

移動する物の仮処分は大変難しい。執行官が現地に行ったときに移動している可能性が十分あるからである。幸い、このときは1ヶ月程度で持ち去った人が分かったので、交渉して取り戻せた。その後、入札方式でトラックを売却することができた。買い受けた業者は元社員が集まって設立しようとしていた新会社のスポンサーになる予定の会社であった。

3) 山林の処分

「先生、あの辺です」。徳島県のある山の展望台での話である。

ある会社が徳島県に山林を所有して、現地に行つたときの代表者の話である。

もちろん、車で行けるような所ではないし、山に入つて、境界を明らかにしてもらうことも不可能である。おまけに抵当権等の担保権も設定されていないので、破産財団から放棄してしまうと、管理処分権者がいなくなってしまうのである。このときは、地元の森林組合に相談し、極めて安価ではあったが、付近の山林を所有している方に売却することができた。

その他、在庫として冷凍鶏肉が400トンあった件、工場が占拠された件、賃借地の地中にタンクが埋設されていた件等々、そのとき苦労はしたもの今となっては印象深いことが多かった。

ヴァージニア大学 留学記



弁護士
安田 幸司

1. ヴァージニア大学

私は、2016年夏から、アメリカ東海岸のUniversity of Virginia, School of Law のLL.M.コースに留学しています。

ヴァージニア大学(UVA)は、1819年に第3代アメリカ合衆国大統領であったトマス・ジェファーソンによって設立された大学で、ワシントンDCから南西に車で2時間半程の場所にあるシャーロッツビルという街にあります。また、UVAは、トマス・ジェファーソンの家があるモンティチエロ¹と合わせて世界遺産に認定されています。



UVA ロースクール(夜)

2. ロースクールでの生活

2016年秋学期、私は、Contracts(契約法)、Corporations(会社法)、Emerging Growth Companies and Venture Capital Financing: Principles and Practice(新興企業 / ベンチャーキャピタル)、Professional Responsibility(法曹倫理)、Graduate Legal Research and Writing(リサーチ / ライティング)の5つの授業を履修しました。履修した科目は5つだけですが、契約法及び会社法は週3回、法曹倫理は週2回授業がありました。また、ほぼ全ての授業において、毎回約15~20ページ程の

1. Monticelloと書くため、本やweb上では「モンティセロ」と記載されていることが多いですが、発音は上記のとおり「モンティチエロ」となります。
2. J.D.(Juris Doctor) programとは、弁護士になりたいアメリカ人学生が主に進学する3年制プログラムの事をいいます。
3. LL.M.(Master of Law) programは、1年制の、インターナショナルな学生のためのプログラムです。
4. アジアからの留学生が多いですが、ヨーロッパや南米など、幅広い地域からの留学生がLL.M.生として学んでいます。
5. U.S. News & World Reportが発表するロースクールランキングにおいて、毎年ランキング最上位を占める14校(Yale, Harvard, Stanford, Columbia, Univ. of Chicago, New York Univ., Univ. of Pennsylvania, U.C. Berkley, Univ. of Michigan, UVA, Duke Univ., Northwestern Univ., Cornell Univ., Georgetown Univ.)の総称を意味します。



ソフトボール試合後の写真

予習があり、秋学期は予習に追われる日々が続きました。

UVA ロースクールでは、LL.M.生は、リサーチ / ライティングの授業以外は基本的にJ.D.生と一緒に授業を受けます。これまで留学経験のなかった私にとって、授業時間は非常に大変です。例えば契約法の授業では、授業中に教授が黒板に何かを書くことはほぼありません。予習として指定された判例(ケース)をもとに、教授と学生による双方向の議論を通じて「Rule」を学ぶという形式の授業でした。正直なところ、授業内容を完璧に理解することは不可能に近いです。

上記のとおり、授業は大変ですが、UVA ロースクールは、J.D.生と同じ教室での授業を通じ、J.D.生とも友達になることができる環境が与えられています。

なお、期末試験もJ.D.生と同じ問題を解きます。ただし、LL.M.生は、J.D.生の3分の4倍の試験時間が与えられます(J.D.生にとって制限時間が4時間の試験だとしたら、LL.M.生は制限時間が5時間20分となります。)。

ロースクール生活の中心は勉強ですが、UVA ロースクールでは、「ソフトボール」のリーグ戦が組まれています。J.D.生の1年生約300人は、1セクション約30人で構成されるAからJまでの10個のセクションに分けられています。この10のセクション(10チーム)と、LL.M.生チームが、平日の夕方に週1~2回のペースでソフトボールの試合をします。

LL.M.生の多くはこれまで一度もソフトボール(野球)をした経験が無く、そのようなメンバーでJ.D.生と試合をしても、なかなか勝てるわけがありません。試合は負けてばかりでしたが、ソフトボールを通じて、LL.M.生同士の結束力を高めることができるとともに、試合相手のJ.D.生と友達になることができました。

3. 大統領選挙

2016年、アメリカにおける一番のイベントといえば大統領選挙だったのではないかと思います。

UVA ロースクールは、教授、学生ともにリベラル(民主党支持)な人が多い学校です。そのため、大統領選挙翌日は大変重苦しい空気になりました。

大統領選挙翌日の契約法の授業では、教授は、授業時間の大半を大統領選挙についての議論に費やしました。またこの議論中、6人ほどの学生は泣いていました。これまで選挙の結果で泣いたこともなければ、選挙の結果に涙している友達も見たことがなかった私にとって、選挙翌日のこの光景は、ある種カルチャーショックでした。同時に、アメリカの強さの根源を垣間見れたようにも思いました。

トランプ大統領が誕生する2017年、アメリカ、そして世界はどのように変化していくのか、非常に気になるところです。

4. 陪審員候補者!?

2016年11月、裁判所から手紙が届き、私は陪審員候補者に選ばされました。アメリカでは、アメリカ市民、永住権保持者、ソーシャルセキュリティナンバーの有無などに関わらず、ランダムに陪審員候補者が選ばれているようです。

調べたところ、アメリカの市民権を保有していないければ陪審員になる資格がないようなので、実際に私が陪審員になることは無いようですが、この手紙が届いた時はさすがに少し驚いたとともに、非常にユニークな体験ができたのではないかと思っております。

5. おわりに

1月末から、春学期が開始します。早いもので、UVA ロースクールでの生活も後半戦を迎えます。春学期は、Bankruptcy Law(破産法)や White Collar Crime(ホワイトカラー犯罪)などの、より実務的な科目を多めに履修していくことを考えています。今後も、法律英語だけでなく、そのベースとなる英語力の向上に努めていくことを思います。

◆出版案内◆

●小野昌延先生と共同で弁護士三山峻司が編集を担当させて頂きました『新・注解商標法（上巻・下巻）』（青林書院）が2016年10月に発刊されました。

本書は、商標法の理論・実務を細大漏らさず取り込んだ最新作で、膨大な文献・審決判例を徹底網羅しており、逐条解説の到達点を示す書となっています。第一線の研究者・実務家によるわが国最大級の新・商標法コメントールです。



●弁護士・弁理士松田誠司が「Q & A 商標・意匠・不正競争防止法～大阪の弁護士が解説する知的財産権～」（大阪弁護士会知的財産委員会出版プロジェクトチーム編 平成28年9月20日発行）を共同執筆しました。

本書は、大阪弁護士会知的財産委員会の有志による「知財ぶりづむ」誌への連載記事を加筆修正のうえ、まとめたものです。平易な表現で解説されていますので、知的財産に関わる実務者のみならず、知的財産に関心を有する皆様にもおすすめです。

所属弁護士

弁護士・弁理士 **三山 峻司**
(京都産業大学法科大学院教授)

弁護士・税理士 **藤井 宣行**

弁護士 **安田 幸司**
(University of Virginiaへ留学中)

弁護士 **阪口 繁**
(相談役)

弁護士・公認不正検査士 **阪口 誠**

弁護士 **松下 聰**

弁護士・弁理士 **清原 直己**

弁護士 **湯浅 靖**

弁護士・弁理士 **松田 誠司**
(特許庁へ出向中)

弁護士 **矢倉 雄太**

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
TEL 06-6203-2355 FAX 06-6203-2356

<http://www.nclaw.jp>
E-mail info@nclaw.jp

